

清瀬市自殺対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 清瀬市は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第8条及び第13条第2項に基づき、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、清瀬市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市長は、協議会に対し、次の各号に掲げる市の検討事項に意見等を求めるものとする。

(1) 清瀬市自殺対策計画の策定に関すること。

(2) その他市長が特に必要と認める事項

2 協議会は、委員の意見を取りまとめ、結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する15名以内の委員をもって組織する。

(1) 保健・医療・福祉関係機関に従事する者

(2) 経営・労働関係機関に従事する者

(3) 司法関係機関に従事する者

(4) 民間相談機関に従事する者

(5) 学識経験者

(6) 一般公募による市民

(7) 市関係部署職員

(8) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、委員の任期を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、個人の権利利益を侵害し、又は円滑な審議に支障が生ずると認められる相当の理由がある場合は、会議の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生涯健幸部健康推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。